

「信用取引の契約締結前交付書面」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>委託保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用取引を行うにあたっては、別紙2「信用取引の必要保証金及び手数料等」(P11)に記載の委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。 ・委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。<u>レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u>また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙3「代用有価証券の種類、代用価格等」(P12)に定めるところによります。 <p>別紙3 代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。<u>レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u>また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>上場株券……………80%以下 上場新株予約権付社債……………80% 〃 上場投資信託・上場投資証券…80% 〃(ETF、不動産投信など)</p> <p style="text-align: right;">(2023年1月1日実施)</p>	<p>委託保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用取引を行うにあたっては、別紙2「信用取引の必要保証金及び手数料等」(P11)に記載の委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。 ・委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙3「代用有価証券の種類、代用価格等」(P12)に定めるところによります。 <p>別紙3 代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>上場株券……………80%以下 上場新株予約権付社債……………80% 〃 上場投資信託・上場投資証券…80% 〃(ETF、不動産投信など)</p> <p style="text-align: right;">(2020年4月1日実施)</p>